## 主な意見等の取り扱いについて(案)

これまでに実施したヒアリン	vグ等において提起された主な意見等の取り扱いに	こつい
て下記の分類により整理した。		

- (1)実務上の指針(ガイドライン)案のとりまとめに向けて、各部会にワーキング グループを設置して検討
- (2)現行制度上の課題(運用上の取り扱いの明確化を含む)に関する把握・実務的調整にかかる委員による指導
- (3)実施事例のとりまとめ
- (4)関係省庁等による検討状況の把握・助言
- (5)その他

ヒアリング等により提起された主な意見等	取り扱い
1.入札に関する意見等	
(1) スケジュール 1 実施方針の策定・改訂 実施方針の策定段階で、事業スキームやリスク分担に関する民間からの発案・意見・提案を十分に取り入れられるように手続きを整備、積極的に実施方針を段階的に改訂するべき。	
2 スケジュール設定 事業内容の検討時間の確保のため、事業の公募から事業 者選定までの十分な期間を確保するべき。 民間側の人員拘束によるコスト負担緩和の観点から、実 施方針で示す公共側の事業者選定までの当初事業スケ ジュールを遵守するべき。 特に、検討に時間を要する官民リスク分担について、公 共側の入札までに十分な期間をもって提示するべき。	
3 アドバイザー選定 公共側のアドバイザーの資質について、厳格な資格審査 を実施するべき。 公共側にファイナンスの知識・経験が特に不足している ため、公共側にファイナンシャルアドバイザーを採用す るべき。 円滑な資金調達のため、条件規定書にファイナンシャル アドバイザーの意見を十分に反映するべき。	
(2)事業者の評価・選定  4 入札のあり方 PFI事業に係る入札について、契約条件の柔軟な交渉 や適正なリスク分担を図る観点から、公募型プロポーザ ル方式が適切。その適用の是非を含め、その考え方等を 検討するべき。 特例政令における随契要件を検討するべき。	
5 多段階選抜の導入 民間企業の入札コストの負担を軽減する観点から、多段 階選定を導入するべき。	(2)入札プロセスに関する研究にかかる指導
6 交渉 PFIでは、契約条件の交渉、変更が可能となるような手続きをとることが重要であることから、(入札方式を問わない)契約交渉を導入し得る手法、条件、留意点等を検討するべき。 現行制度において、最適な官民のリスク分担等を可能とする観点から、入札前の契約書案の開示と一定期間(最低3ヶ月以上)の質問等受付期間を設定するべき。 交渉を円滑に進めるため、事業実績を踏まえたステップ毎のQ&A方式の手引書を作成するべき。	
7 総合評価 総合評価方式で事業者を選定する際の基準となる考え 方、例えば、価格並びにその他の要素の配点比率、価格 以外の要素の定量化の方法等に関する一定の基準等を提 示するべき。	
8 中小企業の参画 事業の規模や資格要件上困難となっている、PFI事業へ の中小企業の参画の図り方を検討するべき。	(事業の円滑な実施という観点からも、各管理者と各事 業者が、適切に判断すべき課題。)
1	

2	. 契約の締結に関する意見等	
9	債務負担行為設定とスケジュール   PFIに係る諸手続きの実施上、入札公告からの一連の手続きに時間がかかるので、債務負担行為設定年度内に、支出負担行為を完了させることが困難。	(3)実施事例のとりまとめ
10	人材 地方公共団体の契約交渉を行ない得る人材不足の解消を 図るべき。	(5)地方研修会の開催など
11	金融機関との直接協定 金融機関と公共側が締結する直接協定について、公共側 がノウハウを蓄積するべき。 契約上の地位の譲渡等を含む事業破綻時における対応に ついて、迅速性に配慮した取扱いの統一化を図るべき。	(1)契約ワーキンググループにおいて検討
12	リスク分担 契約書に定めるべきリスク分担、保険によるリスクヘッジの程度は、実務的に大きな課題。また、不可抗力については定義付けと負担の方法を統一化するべき。不可抗力による損害等の公共側のリスク負担について、予算の範囲内(補正予算で対応する場合は要議会承認)で負担しきれない場合の対応を検討するべき。債務不履行事由、契約解除事由とその補償のあり方等の考え方について検討するべき。合理性に欠ける、過度のリスク移転が求められているケースがあることから、ペナルティの課し方などについて、過度のリスク移転となりうる具体的な例示等を収集し提示するべき。	(1)契約ワーキンググループにおいて検討
13	契約のあり方 契約締結の時間短縮やコストの削減のため、標準化され た契約書フォームを設定するべき。 瑕疵担保責任と無償取得物件(サービス購入費の位置付 け)との関係を整理するべき。 市民ニーズに対応するための事業内容(ソフト・ハード 面)の変更が想定される場合に、事業内容の変更に対し て柔軟に対応する契約書について検討するべき。	
14	契約履行保証 合理的な契約履行保証・担保設定のあり方を検討するべき。 契約金額の総額に基づく契約保証金の支払や出資企業の契約期間にわたる履行保証の差し入れは民間企業にと当り、例えば、建設工事期間中におけるべきのであり、であり、であり、であり、であり、であり、であり、であり、であり、であり、	(保険会社等における今後の対応の推移を見守る。)

	ついては、前提条件の制約等があることから公共から最低保証を付与するべき。本体業務との関連性が薄い業務を付随させて一括発注することは、民間企業の立場を不安定にする要素やコスト増に繋がる恐れもあることから、一括発注するべきか否かを慎重に検討するべき。民間提案を求める業務範囲について、収支予測などとの関係で検討するべき。民間収益施設等の取り扱いの明確化を図るべき。	
16	民間事業者の裁量 独立採算事業、あるいはB00事業における、民間事業者 の裁量権を可能な限り確保するべき。	(各管理者が、実施方針、入札説明書に対する民間事業者の意見等を十分に考慮して、個別事業ごとに適切に判断することが望ましい。)
17	大規模修繕 大規模修繕については、民間側で一定の対応は行なうも のの、急激な物価変動等による積立不足が生ずる可能性 があり、その対応について協議機会を設定するべき。	
18	SPCの株式譲渡 事業の履行確保の観点から、第三者への譲渡が厳しく制限されている出資金、劣後ローンの譲渡要件の緩和を図るべき。	
	完工確認書 公共側からの工事費の支払の前提となる完工確認書の交付条件(検査方法、期間等)を早い段階で開示及び協議するべき。	
	. モニタリングに関する意見等	/ 4 \ T = \$11 \ \#F
20	モニタリング 民間事業者の創意工夫の発揮を損ねることのない業務要 求水準とサービス仕様に関する考え方を整理するべき。 サービス購入費の減額に繋がるモニタリングステップの 明確化を図るべき。 サービスレベルの低下に起因するペナルティを当該業務 への対価の枠組みを超えて、建設に係る割賦代金と関連 付ける条件は、民間事業者に過剰な負担。 VFMの事後評価について検討するべき。	
21	事業実施後の設計変更 事業実施後における提案段階との設計変更について許容 範囲の明確化を図るべき。変更の解釈や完成後の検査対 象等PFIにおける性能発注に係る官民の共通認識の形成 を図るべき。	(各管理者が、個別事業の特性や内容に応じて、適切に 判断することが望ましい。)

4	. 公物管理に関する意見等	
22	公の施設・公物管理 地方自治法上の「公の施設」の規定による事業(受託) 主体の制限を緩和するべき。 公の施設についてはPFI事業者が管理受託者となり得ないため、自ら利用料金の収受や柔軟な料金設定ができず、需要変動リスクを負えない可能性があるが、需要変動リスクを民間事業者が負担している以上、民間がノウハウを最大限活用できるような条件を整備するべき。  PFI推進の阻害要因となっている個別の公物管理法に	(2)公の施設・公物管理に関する研究にかかる指導
	係る制限規定と現状を整理するべき。(例えば、道路法により制限されている道路の貸し付け(地下駐車場)、都市公園法により制限されている公園用地の貸し付けなど。)	(2)以以他以"公物自生に戻する例元に分切る計算
	. VFM <b>の評価に関する意見等</b>	
23		(VFMに関するガイドラインにおいても、「リスクの種類や事業の置かれた状況等によってさまざまであり、本ガイドラインにおいてその指標を統一的に示すのは困難である。それぞれの公共施設等の管理者等において、その経験や市場調査等によって得られたデータ等をもとに想定することが適当である。」と示されている。各管理者が個別の事業の内容に即した検討を行うことが望ましい。)
24	VFM評価 VFMガイドラインにおいて、PSC、PFI事業のLCCの算定にあたっての「適切な調整」は現行制度に基づき、収入、支出が現実にあると見込まれる場合にその額を加減することとしているが、国・地方を問わず、すべてイコールフッティングさせた上でのVFMの評価を推進するべき。	
	建設工事費、維持管理費、間接費などの算定は、その一定の精度の確保を含め、実務上難しい事項が多いことから、リスクを含めたPSC、PFI事業のLCCの簡易な算定方法を検討するべき。PFI事業のLCCの算定に関する参考指標を提示するべき。地方公共団体の参入の促進を図る観点から、PSC算定についての統一的な方針を整備するべき。設定が難しい民間事業者の利益率の設定についての考え方を提示するべき。	であり、各管理者が個別事業の内容に応じて、市場調査
25	VFMの公表 数値のみの公表が慣習化しているVFMの算定結果について、民間側の入札参加の意思決定を補完する観点から、VFM評価に当たっての算定の根拠となるPSC、PFI事業のLCCなど数値の公表を義務付けるべき。	(3)実施事例のとりまとめ

## 6.支援措置に関する意見等 (1)補助金 26 補助金の取扱い BOT事業への補助金交付や支払の方法など、PFIの|(4)関係省庁連絡会議平成13年9月文書に基づく補 特徴に合わせた柔軟な取り扱いを整備するべき。 助金交付についてのイコールフッティングの推進状況を 地方公共団体におけるPFI事業化検討を促すため、補引き続き注意深く見守ることとする。 助金のイコールフッティングに係る補助金交付要綱等の 見直し作業を実施、結果を早期公表するべき。 PFI事業に対する補助金交付の取り扱い(いつ交付が 確定するのか等)を、あらかじめ明確にすることで、検 討内容やスケジュールの設定等が容易になることから、 補助金交付の取り扱いについて速やかに情報を開示する べき。 公の支配に属さない慈善の事業に対して、公金その他の 公の財産を支出、利用してはならないとする憲法第89 条が社会福祉分野PFI事業を制約していることに対す る考え方を整理するべき。 (2)税制 27 資産課税 登録免許税、固定資産税等一連の公租公課について、行│(4)税制改正の手続きに従って、関係省庁等において 政に代位して行政サービスを提供するPFI事業の特性に|検討。当面、注意深くその状況を見守ることとする。 着目し、非課税又は軽減措置を実施するべき。 都道府県と市町村との間の資産課税の取り扱いの差異を 解消するべき。 |28|減価償却期間 PFI事業期間内における適正な投資回収を図るため、 同上 施設ごとに定められている法定耐用年数をPFI事業期 間に合わせて短縮するべき。 BOT方式におけるSPCの減価償却に係る税務上の取 り扱いについては、その如何により提案のスキームが全 く異なってくることから、国の統一的な見解を検討する べき。 29 大規模修繕引当金 民間事業者に委ねられる施設の大規模修繕に係る費用に 同上 ついて引当金制度を創設するべき。 |30||不動産取得税 BTO方式の場合、譲渡を前提とした資産の原始取得に 同上 もかかわらず、SPCへ課税される不動産取得税の減免 措置を実施するべき。 7.資金調達等に関する意見等 31 PFI事業へのファイナンス 民間の立場から、事業期間30年にわたる長期のプロジェ 金融関係者ヒアリングの実施 クトファイナンスの組成はリスクが大きく困難であり、 資金調達を円滑に進めていくため、適切な事業期間(15 年から20年程度)を設定するべき。 SPCが保有する現預金や建設中の施設を担保にするこ と、融資銀行の数だけ同順位の担保権を設定せざるを得 ないことなど、プロジェクトファイナンス手法における 融資や担保設定にかかる技術的・制度的課題を検討する べき。 個別事業について、一定の客観的な事業性評価、優良度 の評価等を格付けする機関を整備するべき。

## 32 金利変動リスク 入札時から金利固定契約締結までの金利リスクを民間事 金融関係者ヒアリングの実施 業者が負担することは、過度のリスク移転であり、公共 側がこれを負担するべき。 落札から基準金利の決定までの間に民間事業者が行わな ければならない検討・実務作業は多いので、金利を固定 化する時期を本契約締結後6ヵ月にするなど、一定の期 間を設定するべき。 事業期間の長期化に対応して、10年ごとの基準金利見直 しや公共側がスプレッドを保証するべき。 |33||公的金融 日本政策投資銀行の低利融資を予定している事業では、 関係者ヒアリングの実施 日本政策投資銀行との具体的な協議ができない段階で低 利融資を前提とした提案を民間事業者側が検討しなけれ ばならないため、低利融資を受けることが出来なかった 場合のリスクが大きい。これを改善するため、入札説明 時に日本政策投資銀行は低利融資の取り扱いを提示する べき。 政策投資銀行の無利子融資を活用すると、民間金融機関 の融資は劣後されるので、これらの返済リスクが高まる ことに対する考え方を整理するべき。 「ふるさと融資」については、貸付期間15年の制限があ るため、16年目以降の返済キャッシュフローの組み立て が難しくなることや、融資を決定する「ふるさと財団」 の調査委員会が限られた日に開催されること、契約変更 には議会の承認が必要となること等が、PFI事業スケ ジュールを大きく制約。これら、審査期間等について対 応を弾力化するべき。 8. その他 34 P F I のあり方 P F I を適切に導入していく観点から、例えば、事業の (統一的基準の設定はPFI事業の適用可能性の制約とな 収益性・安定性、規模、タイプ等に応じた、国・地方にる懸念もあり、各管理者が、適切に法や基本方針の理念 共通する統一的な導入判断基準を提示するべき。 に基づき、判断することが望ましい。) PFIの適用の具体事例の成功面・失敗面のベンチマー ク情報を提供するべき。 インフラ分野のPFI事業が具体化されない状況を踏ま え、インフラ事業促進の視点から課題を整理するべき。 35 情報公開 国、地方公共団体における情報公開のあり方を検討する (3)実施事例のとりまとめ べき。